

「医師の働き方改革」、スタート。

医師の長時間労働改善に向けた取組にご協力ください。

2024年4月より、勤務医の残業時間に上限が設けられます。
みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。



「医師の働き方改革」とは

日本の医療は、医療機関に勤務する医師の長時間労働により支えられてきました。「医師の働き方改革」とは、こうした現状を“改革”し、医師が健康に働き続けられるような環境を整備することで、患者さんに提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持していくための取組です。このうち、医師の残業時間に上限を設ける制度が2024年4月からスタートします。

「患者さんやご家族のみなさまにご理解、ご協力していただきたいこと」

診療時間内の受診にご協力をお願いします。

- ・夜間や休日などの診療時間外に緊急性のない受診をすることはお控えください。
- ・軽症の病気やけがの場合には身近な医療機関（診療所等）にご相談しましょう。まずは、健康のことを何でも相談でき、身近で頼りになる医師を持つようにすることが重要です。
- ・救急車を呼ぶかどうか、今すぐ医療機関に行ったほうがいいのか、など迷ったときは、電話で相談できる「#8000」や「#7119」を活用しましょう。

厚生労働省 HP <https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

「医療機関の管理者・事務部門のみなさまへ」

2024年4月以降は、各医療機関において医師の時間外・休日労働に応じた、適切な追加的健康確保措置の履行について、以下の確認が立入検査時に行われる予定です。

POINT 1 面接指導実施（時間外・休日労働が月100時間となった医師への面談）

POINT 2 面接指導実施後の就業上の措置

（必要に応じて、労働時間の短縮等の措置を講じているか）

POINT 3 休息・代償休息確保（特例水準医療機関以外は努力義務）

POINT 4 労働時間短縮に係る必要な措置

（時間外・休日労働が155時間超となった医師への労働時間短縮のために必要な措置の実施状況）